

論文

スピーナムランド制度における G. エスピング=アンデルセンと K. ポランニー Speenhamland System on G.Esping-Andersen and K.Polanyi

永嶋 信二郎

名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 准教授

【要約】

G. エスピング=アンデルセンは、各国の福祉国家を脱商品化と社会的階層化という視点から、自由主義レジーム、保守主義レジーム、社会民主主義レジームに分類した。そして、彼の理論において、K. ポランニーのスピーナムランド制度に関する議論を取り上げている。そこで、本稿では、エスピング=アンデルセンの理論とポランニーの理論の特徴を明らかにするために、スピーナムランド制度における彼らの理論について検討を行った。

エスピング=アンデルセンは、ポランニーの議論を踏まえて、社会権、労働力の商品化と脱商品化、古典的な自由主義国家の役割について述べた。そしてポランニーは、スピーナムランド制度が賃金扶助による最低所得の保証によって、労働市場の創出を妨げて、労働者を貧民の状態にした結果、それを撤廃することによって、市場経済に駆け込んでいったと指摘した。

キーワード：スピーナムランド制度、G. エスピング=アンデルセン、K. ポランニー、脱商品化、福祉国家

1. 問題設定

G. エスピニン＝アンデルセンは、『福祉資本主義の三つの世界』において、各国の福祉国を脱商品化と社会的階層化という視点から、市場を中心として福祉を供給するイギリスやアメリカを中心とした自由主義レジーム、社会保険を中心として福祉を供給するドイツやフランスを中心とした保守主義レジーム、国家を中心として福祉を供給する北欧を中心とする社会民主主義レジームに分類した。そして、彼の福祉レジーム論は、社会保障・社会福祉研究の分野において世界的に大きな影響を与えた¹。

そこで永嶋（2017）では、大沢（2013）がエスピニン＝アンデルセンが保守主義の影響を過大評価しているという問題点は K. ポランニー²の理論の影響を受けたことによるものであるとしてエスピニン＝アンデルセンの理論における問題点をポランニーの理論との共通性に見出しているのに対して、上村（2015）はエスピニン＝アンデルセンが国内要因にのみ着目しているが、アジア諸国を対象とする際には、国際政治経済を視野にいれる必要があるというエスピニン＝アンデルセンの理論における問題点に対して、ポランニーの理論は国際政治経済を視野に入れているという点で、エスピニン＝アンデルセンの理論における問題点をポランニーの理論との異質性に見出している先行研究の状況を踏まえて、エスピニン＝アンデルセンの福祉レジーム論を検討するために、彼の理論における重要な概念の一つである脱商品化という概念に対して K. ポランニーの理論がどのような影響を与えたのかについて検討した³。

ちなみに、近年脱商品化という概念に関しては、以下のような指摘がある。まず、大沢（2017：26）はエスピニン＝アンデルセンの「脱商品化」の指標は、その操作化に問題があったが、「脱商品化」概念そのものは有効であると指摘している。

それに対して、田中（2017：16）は、エスピニン＝アンデルセンの「脱商品化」指標は、失業や病気などによって一時的に働けなくなった人への基礎的な生活保障という意味に限

¹ 社会保障・社会福祉研究とエスピニン＝アンデルセンにおける脱商品化論の関係については、永嶋（2009）を参照。

² ポラニー（2009）や大沢（2013）のように「ポラニー」と表記される場合もあるが、若森（2010）、若森（2011）、若森（2015a）、若森（2015b）に示されるように、一般的には「ポランニー」と表記されることから、本稿においては、「ポラニー」ではなく、「ポランニー」と表記する。

³ 2010 年代に顕著に示されるポランニー研究の特徴については、永嶋（2017）を参照。また、坪・金子・室田（2016：164-166）では、エスピニン＝アンデルセンの福祉レジーム論について検討したうえで、エスピニン＝アンデルセンが福祉レジーム論で重視していたのは、「類型化」にあるのではなく、ポランニーの議論を踏まえて、労働者を商品化する市場経済や政治に対抗する力の制度化を通じて人間社会の存続を図る点をとらえたところにあるといえると指摘している。

定されていると指摘したうえで、福祉国家の形成に影響を与えたアクターは、資本主義と結びついた社会的権力関係からの「解放」や「自律」を求めて運動した、と指摘している。また、田中（2017：16-17）は、柔軟な働き方やライフスタイルを求める社会運動が活性化しているとともに、「自由」を巡る規範的な対立とそれらの対抗を担う社会運動が福祉国家の要因となっていると指摘している。そして、田中（2017：17）は、以上のことから、福祉国家の形成・変容を捉えなおすためには、労使階級以外のアクターを考慮に入れて、「脱商品化」という概念を「自律」へと拡張し、それらに対応する政策群を導くことで、新しい対立軸を構築する必要があると指摘している。

ちなみに、宮本（2002：34-36）によると、田中が指摘したエスピニン＝アンデルセンの「脱商品化」指標における限定性については、エスピニン＝アンデルセンと G.ルームの間で脱商品化概念を巡って論争が行われている。そこで、ルームは、エスピニン＝アンデルセンの脱商品化概念が、「消費としての脱商品化」であるのに対して、それと同時に「自己実現としての脱商品化」を問題としていかなければならないと指摘している。それに対して、エスピニン＝アンデルセンは、「消費としての脱商品化」は、「自己実現としての脱商品化」の前提となっていると指摘している。ちなみに、ルームは労働力の商品化と脱商品化という概念をマルクスとポランニーに求めたうえで、初期マルクスが労働力商品化のなかに窮屈化と自己疎外の問題を見ていたことから、脱商品化についても、「消費としての脱商品化」と「自己実現としての脱商品化」が問題とされなければならないと指摘する。

以上のエスピニン＝アンデルセンの理論とポランニーの理論との関係に関する先行研究を踏まえて、永嶋（2017）において脱商品化に関する両者の理論の関係について検討を行った結果、エスピニン＝アンデルセンは、彼の理論において、ポランニーの理論の中でも、彼のスピーナムランド制度に関する議論を特に取り上げていることが明らかになった。また、ポランニー自身も、彼の議論を論証する事例として、スピーナムランド制度を取り上げて、それを詳細に検討している。つまり、エスピニン＝アンデルセンの理論とポランニーの理論の関係に関する先行研究を踏まえて分析視角を設定したうえで、両者の理論の関係についてさらに明らかにしていくためには、脱商品化に関する両者の理論の関係だけではなく、スピーナムランド制度をどのように捉えるについても検討することによって、ポランニーの理論の特徴とエスピニン＝アンデルセンの福祉レジーム論の特徴を明らかにすることによって、両者の理論の関係性について新たな知見を示すことができると思われる⁴。

そこで、本稿では、スピーナムランド制度におけるエスピニン＝アンデルセンとポランニーの理論について検討を行う。そしてそのために、本研究では、以下の論点について検討

⁴ 例えば大沢（2013：63）によると、エスピニン＝アンデルセンはポランニーを援用して、新救貧法は市場原理が貫徹するようにデザインされた積極的社會政策であると位置づけられているのに対して、「スピーナムランド制度」が労働力の商品化を防ぐ措置として位置付けられていると指摘する。

を行っていく。

まず本論では、エスピニン＝アンデルセンの福祉レジーム論において、ポランニーのスピーナムランド制度論がどのように位置づけられているかについて検討する。そして、それを踏まえて、ポランニーのスピーナムランド制度論がどういうものであるのかについて、彼のテキストに沿って明らかにする。それらを踏まえて、最後にスピーナムランド制度に関するエスピニン＝アンデルセンとポランニーの議論について検討したうえで、それらの理論における関係性について考察する。

2. G.エスピニン＝アンデルセンの福祉レジーム論における K.ポランニーのスピーナムランド制度論

(1) 社会権

まず、エスピニン＝アンデルセン(2001a : 4)は、福祉国家における固有の特性を捉えなおすために、ポランニーの議論に触発されて、社会権を「脱商品化」能力という観点から検討すると主張する。そして、エスピニン＝アンデルセンは、人々が市場関係に依拠することなく、一定水準の生活を形成することを可能にする程度が、社会権を評価する指標として有益であることから、社会権が、市民の「商品」としての地位を緩和していると指摘している。

次に、エスピニン＝アンデルセン(2001a : 39-40)は、資本主義における労働力の商品化に対して、マルクス主義が、賃労働による人々の福祉の根絶が社会改良によって変化がもたらされると考えたことから、社会権が商品化に対する解決となるとともに、階級分化を抑止すると主張した。また、エスピニン＝アンデルセン(2001a : 40)は、保守主義も、商品化が社会的権威や社会統合を脅かすことから、それに反対していることを指摘している。

そして、それを踏まえて、エスピニン＝アンデルセン(2001a : 40)は、ポランニーが『大転換』において、自由放任型資本主義が労働力の完全な商品化に向かって進むことに矛盾を見出したと指摘している。そして、そのことから、エスピニン＝アンデルセンは、資本主義は労働力の商品化によって発展するとともに自己解体をも引き起こすことを指摘する。

(2) スピーナムランド制度

さらに、エスピニン＝アンデルセン(2001a : 40)は、ポランニーがイギリスを例にあげつつ、産業社会以前に存在したスピーナムランド体制が所得保障を通して労働力を純粋な商品とすることを防いでいたと捉えていたと指摘している。それを踏まえて、エスピニン＝アンデルセンは、スピーナムランド体制が社会的賃金を保障したことによって、窮乏が緩和されたことを指摘したうえで、この体制が新救貧法に代わるまでは、イギリス資本主義の足かせになったと主張する。

加えて、エスピニン＝アンデルセン(2001a : 40-41)は、欲望や人間が商品化されると、資本蓄積が進むことになるが、労働者は弱くなることを指摘したうえで、市場において労働者が自由に選択できるという教条が正当化される一方で、マルクスらとともにポランニー

はそのような自由は監獄の自由や虚構の自由であると捉えた判断に対して賛成をしている。つまり、エスピニン＝アンデルセン(2001a: 41)によると、労働者は自らと社会を再生産しなければならないことから、他の生計手段に頼れなければ、価格面で折り合いがつかなくとも、長い間市場に出ないわけにはいかないという面で、他の商品とは同じではない、ということになる。

しかし、エスピニン＝アンデルセン(2001a: 41)は、労働力を商品化する政治は、商品化に対立する力も育成すると指摘する。そして、彼によると、労働力商品は、病気や景気循環によって破壊されるとともに、個々の労働者が別の商品として行動することによって競争が激しくなれば、労働力の値段は安くなる。そしてエスピニン＝アンデルセンは、商品化された労働者は代替可能であることから、その代わりを見つけることもできるという点で原子化されていると主張する。そこで、彼は、脱商品化が進むと主張するが、その根拠の一つとして、脱商品化はシステムが存続するために必要であるというポランニーが唱えたことを挙げている⁵。

またその一方で、エスピニン＝アンデルセン(2001a: 69)は、ポランニーの指摘を踏まえて、古典的な自由主義国家は、援助をさし控え、伝統的な社会的保護システムを除去することに尽力し、かつその代替として市場以外のものを拒絶することによって、貨幣に基づく関係に対して社会経済生活の組織において主導的な役割を与えようとしたと主張する⁶。

エスピニン＝アンデルセンは、福祉国家の特性を捉るために、ポランニーの議論に触発されて、「脱商品化」能力という観点から検討した。その上で、彼は、社会権を評価する指標として、人々が市場に依拠することなく、生活することを可能な程度を取り上げ、社会権が、市民の「商品」としての地位を緩和すると指摘している。また、エスピニン＝アンデルセンは、労働力の商品化に対してマルクス主義は、賃労働によって人々の福祉が根絶されるということは、社会改良によって変化がもたらされるとも考えていたことを指摘している。

さらに、エスピニン＝アンデルセンは、保守主義も、商品化に反対の立場をとっていることを指摘している。それを踏まえて、彼は、ポランニーが『大転換』において、自由放任型資本主義が労働力の商品化に進むことに矛盾を見出したと指摘したことを踏まえて、エスピニン＝アンデルセンは、資本主義は労働力の商品化によって発展するとともに自己解体を引き起こすことを指摘する。

⁵ また、エスピニン＝アンデルセン(2001a: 41)は、脱商品化が進む根拠としては、他にもそれが個人の福祉や安全が許容可能なレベルに達する前提条件であること、そして脱商品化が進展しなければ、労働者が団体行動を行うことができないことを挙げている。

⁶ エスピニン＝アンデルセン(2001a)の「日本語版への序文」において、エスピニン＝アンデルセン(2001a: iv)は、様々なレジームを定義する指標はK・ポランニーなどの業績を手がかりにしていることを主張したうえで、その第一の指標として「脱商品化」を挙げている。

さらに、彼は、ポランニーが、スピーナムランド体制が労働力を商品とすることを防いでいたうえで、社会的賃金を保障したことによって、窮乏が緩和されたと同時にイギリス資本主義の足かせになったと主張する。加えて、エスピニン=アンデルセンは、商品化によって、資本蓄積が進むが、労働者は弱くなることを指摘したうえで、ポランニーによる市場において労働者が自由に選択できるという教条は監獄の自由や虚構の自由であるとの判断に対して賛意を示している。

つまり、エスピニン=アンデルセンによると、労働者は再生産しなければならないことから、市場に出なければならないということである。しかし、彼は、労働力の商品化は、それに対立する力も育成すると指摘したうえで、労働力商品は、病気や景気循環によって破壊されるとともに、労働者間の競争によって、労働力の値段は安くなるうえに、代替可能な存在ともなると主張する。そして、以上の議論を踏まえて、エスピニン=アンデルセンは、彼の議論における脱商品化の根拠として、ポランニーが脱商品化はシステムを存続させるために必要であるということを主張していることを挙げている。さらに、エスピニン=アンデルセンは、ポランニーの指摘を踏まえて、古典的な自由主義国家は、援助をさし控えるとともに、社会的な保護を除去することによって、貨幣関係に生活の主導的な役割に与えようとしたと主張した。

3. K.ポランニーのスピーナムランド制度論と G.エスピニン=アンデルセン

(1) K.ポランニーのスピーナムランド制度論におけるスピーナムランド制度の基本的性格

ポラニー(2009:135)は、1795年から1834年という産業革命が最も進行した時期に、イギリスにおいて労働市場の創出を妨げていたのはスピーナムランド制度⁷であったと指摘した。つまり、ポラニー(2009:135-136)によると、自由労働市場は、すべての関係者に対して貨幣収入面では恩恵を与えるが、それが作り出す社会的破壊を埋め合わせることができなかったために、労働組合や工場法のような労働を市場メカニズム自体の機能から保護する規制が導入されたことによって、市場の自己調整作用を妨げ、そのシステムを破壊したと指摘したうえで、そのような筋道のなかで、スピーナムランド制度が戦略的な位置を占めていたと指摘した。

ポラニー(2009:136)は、スピーナムランド制度の意図は温情主義的な労働組織のシステムを補完することにあったと指摘した。つまり、ポラニー(2009:136-137)によると、1795年5月6日にスピーナムランドで治安判事が賃金扶助の額は、パンの価格に応じて定められるべきであり、貧困者の所得に関係なく最低所得が保証されるべきであるとの決定を下

⁷ ポラニー(2009:135)では、「スピーナムランド法」と表記されているが、本稿における他の部分との整合性を確保するため、ここでは「スピーナムランド制度」と表記する。

したと指摘した⁸うえで、それによって「生存権」の導入に等しい革新が導入され、1834年に廃止されるまで競争的労働市場を妨げるのに効果があったことを主張した。よって、ポラニー(2009:137)によれば、労働をせずに生計を立てられれば、誰も賃金のために働きはないので、賃金システムはスピーナムランド制度が認めたような「生存権」の撤廃を必要としていることは自明であると指摘した。

また、他方で、ポラニー(2009:137)は、賃金システムが賃金労働者から生存に対する法的権利を奪うが、「生存権」も賃金労働者にとっては死にいたる罠であることが判明していたと主張した。なぜなら、ポラニー(2009:138)は、スピーナムランド制度では、賃金が法律で認められた一定額の家計所得に達しないかぎり、雇用されていても救済の対象とされたからである。よって、ポランニーによると、労働者はどんな額の賃金をもらっていても、所得は同額になるので、労働者は金銭面で雇用主を満足させることに関心をもたなくなつたのである。そこで、ポラニー(2009:138)は、雇用主は僅かな賃金しかを支払わなくて、救貧税かいたの補助金が労働者の所得を規定の額まで引き上げてくれたので、雇用主はどんな賃金であっても、労働者を雇うことができたと主張した。さらに、ポランニーは、それによって、労働の生産性が貧民労働の水準まで低下したことによって、規定された額を超えて賃金を引き上げない口実を与えることになったと指摘した。そして、彼は、このような院外救済や賃金扶助の導入によって、労働の分野に関しては規制の原理が再び導入されることになったと指摘した。

さらに、ポラニー(2009:138-139)は、これによって、親は子どもの養育から解放され、子どもは親に頼らなくなり、雇用主は賃金を減額でき、労働者は飢餓の心配がなくなり、人道主義者は慈悲深いと称賛し、功利主義者は気前のよいものではないと自らを慰めたことから、これほど人気の高い措置はなかったと唱えた。しかし、ポラニー(2009:139)は、これによって、長期的には賃金が底なしに低下し、人々は税に頼ることになった結果、地方の人々は貧民化するという恐ろしい結果となったと主張した。そこで、ポランニーは、労働市場のない資本主義体制は失敗に終わったと結論付けた⁹。

また、ポラニー(2009:139-140)は、スピーナムランド体制では、温情主義から発する市

⁸ ポラニー(2009:136)によれば、それは法律と呼ばれたにも関わらず、その数値は法的に規定されたものではなかったが、直ちに規定が弱められながらも法律になったことを指摘した。

⁹ ポラニー(2009:139)によれば、資本主義の諸法則は温情主義の原理と敵対するものであることが明らかとなっており、その法則の厳しさははっきりしたものとなり、それにし侵犯した者に対する報復は残酷なものであったと指摘した。また、ポランニーは、1832年の改正選挙法と1834年の修正救貧法（以下、一般的な表現に基づいて新救貧法とする）が近代資本主義の出発点であると認識されるのであれば、その根拠としては、慈善心のある地主の支配と給付金制度（スピーナムランド制度）を終焉させた点にあると主張した。

場システムの危険から労働を保護する勢力と市場システムのもとで生産要素を組織し、人々から以前の地位を奪い、労働を販売して生計を立てることを強制することによって、労働の市場価値を奪う勢力に引き裂かれていたと主張した。そして、ポラニー(2009:140)は、農村地方にプロレタリアートが産み出されていたのに対して、「救貧法の拙劣な運営」によって人々が労働から生活の糧を得ることを妨げていたと唱えたうえで、機械を破壊されなければならないか、正規労働市場を創出されなければならないかの二者択一を迫られていたと結論付けた¹⁰。

(2) K.ポランニーのスピーナムランド制度論におけるスピーナムランド制度の展開過程

ポラニー(2009:156)は、1662年の定住法が一部撤廃され、教区農奴制が廃止され、労働者の物理的移動が復活し、労働市場を全国的な規模で確立できる状況であった1795年にスピーナムランド制度ができ、賃金扶助が普遍化され、家族手当が加えられることによって、「生存権」が保証され、それが院外救済のかたちで与えられることになったと指摘した。しかし、ポラニー(2009:157)は、産業革命が賃金のために働く労働者を全国規模で供給するため定住法が撤廃されたのに対して、スピーナムランド制度は、一人前の男子が飢餓の恐れなく、稼ぎが少なくて教区が彼とその家族を養う原則であったことから、二つの経済政策に矛盾があったことを唱えた。

ただ、ポラニー(2009:157)は、これは地主階級が全国規模の労働市場を容認することによって、賃金騰貴を含む地方の不安定化を回避したかったという事情があったと唱えた。つまり、ポラニー(2009:158-159)によれば、農村において貧民が増加したが、それはさまざまな原因によって引き起こされた社会的な病理現象であるとみなしたうえで、その原因の大部分は救貧法を適切に運用できなかったゆえに生じたと指摘した。しかしポラニー(2009:160)は、貿易の急激な変動により、地域的分業を相まって、農村と都市における雇用の混乱の原因となり、失業の急激な上昇をもたらしたと述べた。

そして、ポラニー(2009:164)は、そのようなスピーナムランド制度が存在した理由として、競争的労働市場が存在する場合には、貧民の増大と賃金の上昇は相反することになるが、それが存在しない場合には貧民と賃金が同時に増大することによって、都市の失業は

¹⁰ そこで、ポラニー(2009:140)によれば、1834年においては、どんなものでもスピーナムランド制度の継続よりもしであると確信されていたと指摘した。そして、ポラニー(2009:142-144)によれば、1834年の新救貧法によって「生存権」が否定され、イギリスにおいて競争的労働市場が確立したが、その後工場法や社会立法、そして工場労働者階級の政治的運動など社会の自己防衛が開始されるというように、1834年の新救貧法以降、19世紀社会は市場システム固有の論理によって規定されるが、その出発点がスピーナムランド制度であると主張している。さらに、ポラニー(2009:144-147)は、このスピーナムランド制度がわれわれの社会意識を形成したことも指摘した。

農村が負担することになることから、農村社会を破壊することになる。そこで、農業の賃金を向上させるものとしてスピーナムランド制度が存在していたと捉えた。

また、ポラニー(2009:168)では、そのスピーナムランド制度は、就業者に恩恵を与える賃金扶助として始まったが、実際は雇用主を補助することになったと指摘した。なぜなら、これが賃金を生存水準以下に引き下げるかたちであらわれたからである。そしてポラニー(2009:168-169)は、雇用主は救貧税があることによって、低賃金に対して補填をする必要がなく、利益を得ることになったことを唱えた。しかし、ポラニー(2009:169)は、その結果、労働生産性に影響が出て、標準的な賃金も低下させ、賃金扶助の「給付額」も引き下げるを得なくなったと述べた¹¹。

以上のことから、ポラニー(2009:171)は、自らの労働で生計を立てることができないのであれば、労働者は労働者ではなく貧民であるが、労働者を人為的にそうした状態に陥れてしまったことが、スピーナムランド制度の最も忌まわしい面であったと指摘する。つまり、ポランニーによれば、スピーナムランド制度のあいまいな人道主義が労働者を一つの経済的階級への成長していくことを妨げ、経済のひき白の中で定められた破滅の運命から逃れうる唯一の手段を労働者から奪ってしまったということである。

そして、ポラニー(2009:171)は、スピーナムランド体制は人間性を堕落させる手段であり、社会の基礎となる諸規範を解体する自動装置であったと指摘したうえで、労働を忌避し労働不適格を偽装することを奨励したばかりでなく、人間が生活困窮者になる運命から逃れようとしている努力をしているときに、貧困の誘惑を増大させるものであったと唱えた。また、ポラニー(2009:171-172)は、人間は救貧院に入ると、容易にそこから抜け出すことはできず、品格や自尊心が失われることを主張した。

そして、ポラニー(2009:173-174)は、スピーナムランド制度の撤廃は近代的な労働者階級の眞の誕生を画するものであり、公的救済への憎悪、国家干渉に対する不信、体面や独立独行への固執はイギリス労働者の特徴として残存したことを指摘する。そして、ポラニー(2009:174)によれば、スピーナムランド制度の撤廃はイギリス中産階級の仕事であり、その転換は突発的に生じたと指摘する。しかし、それは、ポランニーによると、国民を支えているように見えるシステムが彼らから、略奪をしており、「生存権」が死にいたる病であるという国民の広範な階層がもつ確信であったとのことである。

それに対して、ポラニー(2009:174-175)によれば、新救貧法は院外救済を与えないと規定し、全国的に労働能力のある者と労働不適応者を区別し、賃金扶助は打ち切られたと指

¹¹ ポラニー(2009:169)によれば、1820年代までに、パンの給付量は多くの州で削減され、貧民の収入は低下を余儀なくされたと述べた。そして、ポランニーは、スピーナムランド制度の給付額が1815年から1830年のあいだに3分の1減少したことを指摘した。さらに、彼は、スピーナムランド制度が抱える問題の根源は、救貧税の負担よりも、労働生産性に及ぼす賃金扶助の影響の方が事実に近いと唱えた。

摘したうえで、労役場¹²が恥辱と汚名の場所となり、そこにいること自体が心理的・道徳的苦痛になったと指摘する。また、ポラニー(2009:175)は、救貧委員が専横的な集権的な監督のもとで法律を執行することになったと指摘する。

そして、ポラニー(2009:175)は、1834年に産業資本主義の準備が整い、新救貧法が導入されたことを指摘したうえで、スピーナムランド制度が農業国イギリスと働く人々を市場メカニズムから防衛してきたが、働く人々はスピーナムランド制度が撤廃される頃には、悪夢に出てきそうな亡霊のようになり肉体的に人間性を喪失させられたのに対して、有产階級は、キリスト教の社会の一体性が消え去り、持たざる同朋の存在についての責任を否定する事態に取って代わりつつあったことによって、精神的に堕落していたと指摘し、『二つの国民』が生じていたと指摘した。その中で、ポラニー(2009:175-176)によると、人間の労働を商品化されなければならないという市場メカニズムの完成化の要求がなされたうえで、人々がスピーナムランド体制に対する嫌悪と恐怖から、庇護を求めてユートピア的な市場経済に駆け込んだと指摘する。

ポランニーは、産業革命の時期に、スピーナムランド制度が労働市場の創出を妨げていたと指摘した。つまり、彼によると、自由労働市場は自らが作り出す社会的破壊を埋め合すことができなかつたために、労働を市場メカニズムから保護する規制が導入され、その結果、市場システムが破壊され、その際にスピーナムランド制度が戦略的な位置を占めていたということである。また、ポランニーによれば、スピーナムランド制度の意図は温情主義的な労働組織のシステムを補完することにあったと指摘する。つまり、彼によると、賃金扶助の額は、パンの価格に応じて定められるべきであるとともに、最低所得が保証されるべきとしたことによって、労働市場が競争的になることを妨げることになったと主張した。

そこで、ポランニーは、労働をしなくて生計を立てられるのであれば、誰も働かないことから、賃金という観点からは、「生存権」を認めるスピーナムランド制度は撤廃されることになると指摘した。また彼は、賃金は賃金労働者から生存の権利を奪うが、「生存権」も賃金労働者にとっては死にいたらせるものであったと主張した。なぜなら、ポランニーによれば、スピーナムランド制度では、賃金が法律で認められた一定額の家計所得に達しないかぎり、たとえ雇用されていたとしても救済の対象とされたからである。よって、彼によると、労働者の賃金額に関わらず、所得は同額になることから、労働者は雇用主に対して金銭面での満足を求めなくなったのである。

そこで、彼は、たとえ雇用主が低賃金しか労働者に支給しなかつたとしても、救貧税を財源として現金が支給されることによって、労働者の所得引き上げられることから、雇用主は容易に労働者を雇うことができたと主張した。さらに、ポランニーは、その結果、労

¹² ポラニー(2009:174-175)では「労役所」と記されているが、ここでは一般的な表記に基づいて「労役場」と記述する。

働生産性が低下することになり、そのことが賃金を引き上げない口実となったと指摘した。

以上のことから、彼は、院外救済や賃金扶助が導入されることによって、労働に対する規制が導入されることになったと指摘した。そして、ポランニーは、これによって、長期的には賃金が低下し、人々は税に頼ることになったことによって、人々は貧民化したと指摘した。つまり、彼は、このような資本主義体制は失敗に終わったと指摘した。

ポランニーは、定住法の撤廃と教区農奴制の廃止により、労働市場が全国的な規模で確立できる状況でスピーナムランド制度ができ、賃金扶助が普遍化され、家族手当が加えられることによって、院外救済のかたちで「生存権」が保証されたと指摘した。

しかし、ポランニーは、賃金労働者を全国規模で供給するための定住法の撤廃と稼ぎが少なくとも教区が養うというスピーナムランド制度は矛盾があったことを指摘した。ただ、ポランニーは、これは地主階級が、地方の不安定化を回避したかったという事情があったことによると主張した。つまり、農村における貧民の増加は、救貧法を適切に運用できなかつたことによる社会的な病理現象であるということである。しかしポランニーは、貿易の変動により、失業の上昇をもたらしたと指摘した。

そして、ポランニーは、競争的労働市場が存在しない場合には貧民と賃金が増大することによって、都市の失業を農村が負担することによって、農村社会を破壊することになることから、農業の賃金を向上させるものとしてスピーナムランド制度が存在したと指摘した。また、ポランニーは、スピーナムランド制度は、就業者への賃金扶助として始まったが、賃金を生存水準以下に引き下げるようになったことから、実際は雇用主を補助することになったと指摘した。そしてポランニーは、雇用主は救貧税があることによって、低賃金に対して補填をする必要がなくなったことによる利益を得たと指摘した。しかし、ポランニーは、スピーナムランド制度によって、賃金が低下することによって、賃金扶助の「給付額」も低下したと指摘した。

以上のことから、ポランニーは、スピーナムランド制度が労働者を労働で生計を立てることをできなくしてしまい、労働者を人為的に貧民の状態に陥れたことを指摘した。つまり、ポランニーは、スピーナムランド制度の人道主義が労働者を経済的階級に成長していくことを妨げ、経済のひき白による破滅の運命から逃れる手段を労働者から奪ったと指摘した。

そして、ポランニーは、スピーナムランド体制は人間性を堕落させ、社会の基礎となる規範を解体したと指摘したうえで、労働の忌避や労働不適格への偽装の奨励や貧困の誘惑を増大させるものであったと指摘した。また、ポランニーは、救貧院から抜け出すことの困難さや入所による品格や自尊心の喪失を指摘した。そして、ポランニーは、スピーナムランド制度の撤廃は労働者階級の真の誕生を画期となり、公的救済や国家干渉への憎悪・不信、そして体面や独立独行への固執を労働者にもたらしたことを指摘した。

そして、ポランニーによれば、スピーナムランド制度の撤廃はイギリス中産階級が突発的に行つたが、その要因としては「生存権」が死にいたる病であるという確信を国民全般

が持っていたことによると指摘した。また、それに対して、ポランニーは、新救貧法は院外救済を与える、労働能力のある者と労働不適応者を区別し、かつ賃金扶助を打ち切ったと指摘したうえで、労役場が恥辱と汚名の場所となり、そこにいることが心理的・道徳的苦痛になったと指摘した。

そして、ポランニーは、スピーナムランド制度が農業国であるイギリスとそこにおける労働者を市場メカニズムにさらされることから防いでいたが、労働者はそれによって、肉体的な面で人間性が喪失したのに対して、有産階級は、社会における一体性の意識が消え去ったことによって、持たざる者に対する責任を否定することになり、精神的に堕落したと指摘した。そして、その中で、ポランニーによると、労働の商品化という市場メカニズムの要求とスピーナムランド体制に対する嫌悪と恐怖から、市場経済に駆け込むことになったと指摘した。

4. 結語

エスピニアンデルセンは、ポランニーの議論に触発されて、社会権を「脱商品化」能力という観点から検討した。そして、彼は、社会権が市民の「商品」としての地位を緩和すると指摘した。また、エスピニアンデルセンは、労働力の商品化に対してマルクス主義における社会改良が変化をもたらすという立場を主張したことを指摘したうえで、保守主義も、商品化に反対の立場をとっていることを指摘した。労働力の商品化に関する以上の議論を踏まえて、彼は、ポランニーが『大転換』において、自由放任型資本主義が労働力の商品化に進むことに矛盾を見出したと指摘したことから、エスピニアンデルセンは、資本主義は労働力の商品化によって自己解体を引き起こすことを主張した。

さらに、彼は、ポランニーが、スピーナムランド体制によって、窮乏が緩和されたと同時にイギリス資本主義の足かせになったと主張した。加えて、エスピニアンデルセンは、商品化によって、労働者は弱くなることから、市場において労働者が自由に選択できるという教条は、ポランニーによればそれは監獄の自由や虚構の自由であると捉えていたと唱えた。つまり、エスピニアンデルセンによると、労働者は再生産するために、市場に出なければならないということである。しかし、彼は、労働力の商品化は、それに対立する力も育成すると指摘したうえで、労働力商品は、病気や景気循環によって破壊されるとともに、労働力の値段は安くなるとともに代替可能な存在ともなると主張した。そして、エスピニアンデルセンは、脱商品化がシステムの存続させるために必要であるということをポランニーの議論を根拠にして、主張した。さらに、彼は、ポランニーの指摘を踏まえて、古典的な自由主義国家は、援助を控え、社会的保護を除去することによって、貨幣関係が中心的な役割を果たすものにしようとしたと主張した。

ポランニーは、スピーナムランド制度が労働市場の創出を妨げていたと指摘した。つまり、彼によると、自由労働市場が社会を破壊するために、労働を市場から保護する規制が導入されたことによって、市場システムは破壊されたが、その際にスピーナムランド制度

が戦略的な位置を占めていたということである。また、ポランニーによれば、スピーナムランド制度においては、賃金扶助の額は、パンの価格に応じて定められるとともに、最低所得が保証されたことから、労働市場が競争的になることを妨げることになったと主張した。そして、彼によれば、スピーナムランド制度では、賃金が法律で認められた一定額の家計所得に達しなければ、雇用されても救済の対象となるうえに、かつ労働者の賃金額に関わらず、所得は同額になることから、労働者は雇用主に対して賃金面での満足を求めなくなつたのである。そこで、彼は、たとえ雇用主が低賃金しか労働者に支給しなかつたとしても、救貧税を財源として現金が支給されることから、雇用主は容易に労働者を雇うことができたと主張した。そして、彼は、以上のようななかたちで、院外救済や賃金扶助が導入されることによって、賃金は低下し、人々は税に頼ることになったと指摘した。

ポランニーは、労働市場が全国的な規模で確立できる状況の中でスピーナムランド制度ができ、「生存権」が保証されたと指摘した。しかし、ポランニーは、賃金労働者を全国規模で供給することとスピーナムランド制度は矛盾があったが、これは地主階級が、農村において貧民が増加することを避けたかったことによると主張した。しかしポランニーは、貿易の変動により、失業の上昇をもたらしたと指摘した。そして、ポランニーは、競争的労働市場が存在しない場合には貧民と賃金が増大することによって、都市の失業を農村が負担することになることから、農業の賃金を向上させるためにスピーナムランド制度が存在したと指摘した。また、ポランニーは、スピーナムランド制度が、労働者の賃金扶助をその生存水準以下に引き下げるによって、労働者を低賃金の状態にした結果、雇用主は利益を得ることになったと指摘した。しかし、ポランニーは、そのことが賃金扶助の給付額自体を低下させることになった結果、スピーナムランド制度が労働で生計立てることをできなくさせ、労働者を貧民の状態にしたことを指摘した。つまり、ポランニーは、スピーナムランド制度が労働者を階級に成長していくことを妨げたと指摘した。そして、ポランニーは、スピーナムランド体制は人間を堕落させ、社会の規範を解体したと指摘したうえで、貧困への誘惑を増大させたと指摘した。そして、ポランニーは、スピーナムランド制度が撤廃されるとともに、労働者は公的救済や国家干渉への憎悪・不信や体面や独立独行に固執することになったと指摘した。そして、ポランニーは、スピーナムランド制度によって労働者が人間性を喪失したのに対して、精神的に堕落したと指摘したうえで、労働の商品化とスピーナムランド体制に対する嫌悪と恐怖から、市場経済に駆け込んだと指摘した。

以上のようにエスピング＝アンデルセンの脱商品化論とポランニーの理論との関係について検討してきたが、今後の課題としては、今回検討したエスピング＝アンデルセンの脱商品化論とポランニーの理論におけるスピーナムランド制度に関する議論をイギリス福祉国家史におけるスピーナムランド制度に関する研究と比較することによって、検討することが

求められるだろう¹³。そして、その歴史的な検討を踏まえたうえで、エスピング＝アンデルセンなどの現代の福祉国家論について再検討することが必要である。

引用・参考文献

- Fraser,D. (2017) *The Evolution of the British Welfare State*,Fifth Editon,Palgrave
坪洋一 (2012)『福祉国家』法律文化社
坪洋一・金子充・室田信一 (2016)『問い合わせからはじめる社会福祉学 不安・不利・不信に挑む』有斐閣。
エスピング＝アンデルセン,G. (渡辺雅男・渡辺景子訳) (2000)『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書店。
エスピング＝アンデルセン,G. (岡沢憲美・宮本太郎監訳) (2001a)『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房。
エスピング＝アンデルセン,G. (渡辺雅男・渡辺景子訳) (2001b)『福祉国家の可能性』桜井書店。
エスピング＝アンデルセン,G. (埋橋孝文監訳) (2003) (『転換期の福祉国家』ミネルヴァ書房
エスピング＝アンデルセン,G. (京極高宣監修) (2008)『アンデルセン、福祉を語る 女性・子ども・高齢者』NTT出版。
エスピング＝アンデルセン,G. (大沢真理監訳) (2011)『平等と効率の福祉革命 新しい女性の役割』岩波書店
オッフェ,C. (寿福真美訳) (1988)『後期資本制社会システム』法政大学出版会
ポラニー, K. (吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳) (1975)『大転換—市場社会の形成と崩壊—』東洋経済新報社。
ポラニー, K. (野口建彦・訳) (2009)『新訳 大転換—市場社会の形成と崩壊—』東洋経済新報社。
埋橋孝文編(2001)『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房。
大沢真理 (1986)『イギリス社会政策史—救貧法と福祉国家—』東京大学出版会。
大沢真理 (1994)『「福祉国家研究のジェンダー化」とベヴァリッジ・プラン』『社会科学研究』第47卷第4号。
大沢真理 (2007)『現代日本の生活保障システム 座標とゆくえ』岩波書店。
大沢真理 (2013)『生活保障のガバナンス—ジェンダーとお金の流れで読み解く』有斐閣。
大沢真理 (2017)「税・社会保障の純負担を比較ジェンダー分析すると」『社会政策』第9卷第1号。
上村泰裕 (2015)『福祉のアジア 国際比較から政策構想へ』名古屋大学出版会
金成垣 (2008)『後発福祉国家論 比較のなかの韓国と東アジア』東京大学出版会

¹³ イギリス福祉国家の歴史については、Fraser(2017)を参照。

- 金成垣（2013）「ポスト『三つの世界』論の可能性 比較福祉国家研究における類型論と段階論」武川正吾編『公共性の福祉社会学』東京大学出版会。
- 下平裕之（2010）「エスピニン＝アンデルセン」小峯敦編『福祉の経済思想家たち 増補改訂版』ナカニシヤ出版。
- 高田実（2001）「『福祉国家の歴史』から『福祉の複合体史』へ」社会政策学会編『福祉国家の射程』ミネルヴァ書房。
- 武川正吾（1999）『社会政策のなかの現代 福祉国家と福祉社会』東京大学出版会。
- 武川正吾（1999）『福祉社会の社会政策』法律文化社。
- 武川正吾（2004）「福祉国家論の現在」『海外社会保障研究』第148号。
- 武川正吾（2007）『連帶と承認 グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会。
- 武川正吾（2011）『福祉社会 新版』有斐閣。
- 田中拓道（2008）「現代福祉国家理論の再検討」『思想』第1012号
- 田中拓道（2017）『福祉政治史 格差に抗するデモクラシー』勁草書房
- 玉井金五（2015）「日本社会政策思想史上における経済と社会」『社会政策』第6巻第3号。
- 東京大学社会科学研究所編（1984）『福祉国家1 福祉国家の形成』東京大学出版会。
- 永嶋信二郎（2009）「G. エスピニン＝アンデルセンの脱商品化論」聖カタリナ大学『人間文化研究所紀要』第14号。
- 永嶋信二郎（2017）「脱商品化論における G. エスピニン＝アンデルセンと K. ポランニー」『仙台白百合女子大学紀要』第21号。
- 宮本太郎（2003）「福祉レジーム論の展開と課題」埋橋孝文編『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房。
- 毛利健三（1990）『イギリス福祉国家の研究 社会保障発達の諸画期』東京大学出版会。
- 若森みどり（2010）「ポランニー」小峯敦編『福祉の経済思想家たち 増補改訂版』ナカニシヤ出版。
- 若森みどり（2011）『カール・ポランニー 市場社会・民主主義・人間の自由』NTT出版。
- 若森みどり（2015a）「カール・ポランニーと社会政策の思想的次元」『社会政策』第6巻第3号。
- 若森みどり（2015b）『カール・ポランニーの経済学入門 ポスト新自由主義の経済思想』第6巻第3号。

